

經濟論叢

第112卷 第2号

資本制的取得法則と現代財政……………池 上 惇 1

高知県における工場誘致政策の形成と

県営電気事業……………小 桜 義 明 17

協業共同体……………青 木 國 彦 46

書 評

R. コックス『高度経済下の流通問題』

(森下二次也監訳, 阿部真也, 鈴木 武,

光澤滋朗訳) ……………橋 本 勲 66

昭和48年 8 月

京都大學經濟學會

協業共同体

——DDR農業・食品業における経営間協業(2)——

青 木 國 彦

我々は、さきに、1965年前後のDDR（ドイツ民主共和国）農業における経営間協業を検討した¹⁾。それは路線形成過程をみながら1965年における協業政策の状況（水準）を確定するとともに、その前後における3つの協業地域およびZGEの事例を検討したものであった。そこには、特定の生産部門・分野をいくつかのLPGから分離・集中し専門的ZGEとして独立法人に形成する方向と、隣接するいくつかのLPG（協業地域）が色々な協業目的（進んだところでは各経営の専門化措置を含む）を設定して統一管理を強める傾向（KOG的インテグレーション）とがあった。

前者が後者の内容の1つともみえる両傾向は、しかし、一応分離して考える必要がある。というのは、前者は各KOGをはみだして形成される場合があるという事実もさることながら、とりわけ、農業生産の社会的組織の再編過程におけるKOGの位置付けにかかわるからである。例えば、色々な協業関係の中で諸生産部門・分野別に専門的生産単位（ZGEや専門LPG等）が生れるが、KOG的インテグレーションはこの過程を推進する経過的措置なのか、それとも、諸部門・分野をほぼ一式備えたKOGとしての一体化・統一管理自体も目的なのか、ということである。

前稿でみたように、1965年までの協業政策ではKOGという用語はあっても²⁾、制度的に重要な意味は与えられず、協業の結局の目的は各LPGにおける主要

1) 拙稿、路線確立期におけるDDR農業の経営間協業、「経済論叢」第112巻第1号。以下「前稿」とする。

2) 例えば、第13回農業博でのウルブリヒト演説（W. Ulbricht, *Das ökonomische System des Sozialismus in der Landwirtschaft der DDR 1961-1969*, 1970, S. 362）。協業共同

生産部門の形成であった。

ところが、1966年2月の第9回ドイツ農民会議ではKOG的インテグレーション自体が非常に重視された。はっきり最終目的の1つにされたわけではない。しかしKOGにインテグレートするという、いわば地域別の丸がかえの(abgerundet)協業体の展開が協業政策の基軸に据えられたことは疑いない。本稿では、KOGとは何かを、特にほぼ1966年—67年前半についてみてみよう。

(注) 主な略語の意味は次の通りである(前稿参照)。

SED	ドイツ社会主義統一党	LPG	農業生産協同組合
VEG	人民所有農場	KOG	協業共同体
ZGE	協同組合間組織体	ZBE	経営間組織体

I

第9回農民会議においてウルブリヒトは、当面の発展のための「近代的農業の諸原則」として5大原則を定式化した。「……社会主義的農業経営間の協業的結びつきが体系的に改善されるべきである。相互の経済利益に応じて、この協業は単純な協力から多面的に結びつき統一的民主的に管理される共同体にまで発展する。そこでは一群のLPGが恒常的に協力する。これらの共同体は社会生活全体の計画化と管理の制度の中で質的に新しい地位を占める」³⁾(傍点—引用者)というのが、第3原則であった。

これは第1に、協業形態の多様性を一時的(農繁期のみ等)で単純な協力から

体(KOG)という用語は農業・農村のみではなく、購入販売共同体や研究共同体などのように、他の国民経済部門にも用いられる(Vgl. G. Bley, „Zur Rolle des Vertrages bei der Bildung und Entwicklung von Kooperationsgemeinschaften“, *Staat und Recht*, 1967, H. 3, S. 420)。但し、1970年3月12日付のKOG法(VO über KOG)が農業KOGには適用されない(*GBL*, II, 1970, S. 287)ように、工業と農業では目的・形態に大きな差異がある(Vgl. R. Hähnert u. a., „Einige Grundfragen der Weiterentwicklung des sozialistischen Agrarrechts nach dem VIII. Parteitag der SED“, *Wiss. Z. Karl-Marx-Univ., Ges.- u. Sprachwiss. R.*, 1972, H. 5, S. 468f.)。いずれにせよ通例水平的協業関係をさすが、垂直的に形成される協業連合(KOV)や他の協業システムの同義語又は大概念としても用いられる(Vgl. D. Graichen u. a., *Zur sozialistischen Wirtschaftsorganisation*, 1971, S. 345)。

3) W. Ulbricht, a. a. O., S. 407. 同様の叙述はSED第7回党大会にもある(*Protokoll des VII. Parteitages der SED*, 1967, Bd. 4, S. 113)。

恒常的総合的な協力への発展として、参加経営の現状による静的分類ではなく、協業関係の発展方向を示す形で、把握し、第2に、各協業地域における多面的協業の統一管理、即ちKOGとしてのインテグレーション自体の発展を重視していることによって、前稿でみた3類型把握（先進大LPG間協業型、中小LPG間協業型、ZGE型）に比べ質的な変化があるといえる。

3類型把握の特徴は、まず各LPGを規模と水準で2分類し、その各々に対して異なる協業課題(目的)を規定し、ZGEは第3の協業型としたことにある。それは、協業路線の未確立の時期における主要生産部門形成・工業的生産方法への移行の方策——まず先進大LPG・VEGで移行し、中小LPGは移行の前提をつくる——はそのままにして各々における協業の意義を付加したものであった。

例えば、「先進大LPG型」とは、①1000～2000ha前後の農地規模の優良大LPG（当然タイプⅢ）による、②主要生産部門形成のための協業であった。だが、実践は先進大LPG型でも生産部門交換上の協力のみではなく、農作業上の色々な協業関係も結ばれ、その効果が大きいことを示した。他方、中小LPG型でも一定の専門化措置がなされる。また大中小・諸タイプ混合の協業地域が多く存在し、タイプⅠLPGの発展のためにはタイプⅢとの協力関係が促進されねばならない。「タイプⅠのLPGとの協業的結びつきを発展させるに際してタイプⅢのLPGが大きな責任を負うし、それによって自身も生産の集積と分業の諸長所をよりよく利用できる」⁴⁾。

こうした色々な可能性を包み込んでいなかったという意味では、3類型把握はある種の図式性を免れていなかった、といえよう。

今や、各経営の規模・水準ではなく、協業内容、KOG自体の水準に基本視点をおいた把握となった。むしろ、KOG参加経営の規模・水準がやはりKOGの内容・水準を規定する重要な要因であることに変わりはない。先進大

4) G. Ewald, „Zu Fragen der Organisation und Leitung des einheitlichen Reproduktionsprozesses der Nahrungsgüterproduktion“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1966, H. 10, S. 468. Vgl. *Protokoll ...*, a. a. O., Bd. 1, S. 191f.

LPGが構成するKOGは、より早く高度なKOGとなる⁵⁾。だが、そうしたKOGのみが高度なKOGになりうるのではなく、全KOGが高度化を目指す。その意味では、実体的表象においても3類型把握とは異なるといえる。

経営間協業(従ってまた農業経営)の基本的発展コースが全LPGを対象に統一的に示され、発展したKOGとでもいうべきもの(「進んだKOG」「恒常的KOG」などという)が到達点としてうちだされた。発展したKOGとは、参加経営の規模・水準は問わず、①統一的管理機関の下に②恒常的で③多面的な協業関係(投資効率向上・主要生産諸部門形成のための協力、各種の結合生産・結合労働、ZGE/ZBE設立等々)によって再生産過程を共同化するにいたった幾つかのLPG間の安定した地域的共同体である⁶⁾。今や、大規模な主要生産部門の形成にまで到る協業内容の発展とともに、個別農業経営をKOGとして一体化・統一管理し、従ってまた農業の計画化・管理制度上のKOGの地位を強化する方向がうちだされた。

こうしたKOGの形成・発展過程の特徴は、県・郡当局から一定の協力シェーマや地域割を与えるのではなく、協同組合農民自身が一步一步合理的協力を形成しており、指導機関の任務は各LPGに進んだ経験を知らせることにあるということだ、とされた⁷⁾。KOGの発展過程には多様な可能性があり、多様な形で展開する協業関係の中に発展したKOGへの法則性をみたわけである。

尚、さきにはZGE形成が通例の協業とは別扱いになっていたが、ここではKOG的インテグレーションの内容に組込まれた(但し、必ず1KOG内に形成されるという意味ではない)。

個々の分野における具体的協業形態についてはこの時点では新たなものは生じていなく、前稿の事例をみてもらえばよい。

ところで、KOGの発展水準のメルクマールとして後述のテーゼ④は、KOG

5) 事実、この農民会議でウルブリヒトが「最も進んだKOG」としたのはKOGパールシュテットやKOGゲルツィヒなどである(W. Ulbricht, a. a. O., S. 410)。

6) Vgl. *ebenda*.

7) *Ebenda*, S. 411.

内分業・協力形態・生産の社会化の水準をあげた(S. 784)。何か1つの指標で判定することはできないし、あまり意味もない。ただ、KOGとしての共同計画化の水準が相当概括的・近似的にKOG的インテグレーションの発展水準を示すと思われる。

どのKOGも共同の発展プログラムの作成が要請されるけれども、非常に限られた分野(機械相互貸与・一定の機械の共同調達・若令牛共同畜舎建設等)でしか協業していないKOGでは作成していないことがある。作成しても、個別的な課題の予想に留まる。小数の中小LPGから出発するKOGは当初は概ねこの水準であり、協業を多面化・深化し、生産の集積・専門化を進めるにはKOGの拡大も必要となる。

輪作調整・機械のコムプレックス投入・家畜飼養の専門的編成・KOG内経営間分業の形成・共同の基本手段フォンドの形成・専門的大生産単位のためのカードル養成などへと協業が進行するにつれ(というより、そのためには)、たとえ大雑把にでも総合的な発展プログラムが必要になる。

例えば小数のタイプI LPGで出発したKOGクリッテンは、当初は機械器具の共同調達・共同投入を内容とした(前稿参照)。ところが各LPGの耕種生産構造は手付かずであったため、それと機械化水準との矛盾が増大した。そこで、土地改良とともに、作付規模拡大・統一的輪作(1968年秋実施予定)・牧草地共同運用などに協業対象を拡大し、共同の発展構想の作成に到った。その際、先に共同作業場をつくることになっていたタイプIIIのLPG „Frohe Zukunft“の加入(1967年)でKOGが拡大された。一部に合併の意見もあったが、あくまで協業の発展によって生産単位を大規模化することになった⁸⁾。

より高度化する、つまり生産部門交換による主要生産部門形成を軸に包括的

8) H. Junker u. a., „Sozialistische Produktionsverhältnisse richtig nutzen“, *Kooperation*, 1967, H. 5, S. 42ff. 1967年秋に400以上あった作付区画を68年から40の作付区画グループに再編統合し、工業的生産方法に移行することになった。その大部分が25ha前後であり、KOGパールシュエットの1967年実績(前稿参照)に匹敵する。酪農でもさきに予定した共同蓄舎が1967年に実現し(218ストール)、600ストールへの拡大が予定された。養豚ではKOG全体が子取りに集中することになった。

に協力し、工業的生産方法化する先進KOGには、前稿のKOGパールシェットのよう、相当精密に作成された共同の発展計画がある⁹⁾。

II

この第3原則にもとづいて、色々なKOGの実験経験の一般化作業が精力的になされ、制度面では1966年に『国家と法』誌に3つのテーゼが発表された。

5月号には、KOGの内部制度を扱った H.-W. アルムスと G. ローゼナウによる「農業におけるKOGの法的形成についてのテーゼ」¹⁰⁾ (以下テーゼ④とする)が、7月号には、KOGの国家的管理を扱った K. ベニンガーや G. エグラーその他による「農業におけるKOGの促進の際の国家機関の諸課題(テーゼ)」¹¹⁾ (以下テーゼ⑤とする)が発表された。更に、テーゼ⑤をその後の討議と実践、特に SED 13中総によって「一層発展させ正確化し」た K.-H. ブランドトや G. エグラーその他による同名のテーゼ¹²⁾ (以下テーゼ⑥とする)が、12月号に発表された。

まず、主としてテーゼ④によって、KOGの一般的な運営制度の主要点を明かにしよう¹³⁾。

テーゼ④は KOG を法人ではなく、民法上の共同体(組合)(*zivilrechtliche Gemeinschaft*)とするのが適切だという(特に問題になるのは、KOGとしての独自資産が形成された場合である)。KOG概念の非常な柔軟性の故であるが、理由と

9) 以上共同計画化については後述のテーゼ⑥ S. 1142ff./*Protokoll...*, a. a. O., Bd. 1, S. 191ff.などを参考に我々の得ている表象で整理した。

10) H.-W. Alms und G. Rosenau, „Thesen zur rechtlichen Gestaltung der Kooperationsgemeinschaften in der Landwirtschaft“, *Staat und Recht*, 1966, H. 5, S. 782ff.

11) K. Bönninger u. a., „Die Aufgaben der Staatsorgane bei der Förderung der Kooperationsgemeinschaften in der Landwirtschaft (Thesen)“, *Staat und Recht*, 1966, H. 7, S. 1133ff.

12) K.-H. Brandt u. a., „Die Aufgaben der Staatsorgane bei der Förderung der Kooperationsgemeinschaften in der Landwirtschaft (Thesen)“, *Staat und Recht*, 1966, H. 12, S. 1966ff.

13) 以下テーゼ④からの引用箇所は()内に頁数のみ示す。テーゼには相当「……べきであろう」という表現があるが、煩雑なのと、大部分経験集約にもとづいて作成されているので、すべてを示すことはしない。尚、注記した以外にも一部我々が補足した。

されたところはKOGというものの特徴の整理となっている。即ち、①どのKOGも当初から共同資産をもつわけではない、②各パートナーは共同資産の処分権を完全に手放そうとはしない、③KOG形成に際しては、協同組合民主主義の重要なメルクマールたる「農民の直接の共同発言権」が守られねばならず、従って、その点では諸関連の「独立化」が禁止される、④共同資産の管理に全有権者が参加する、⑤パートナー間に生産諸関係の発展水準格差がありうる、⑥協業関係が徐々に整備・充実される(S. 786f.)。

実は、1966年6月10日に、「KOGの登録と権利能力の付与についての規定」が公布され発効した。これによれば、色々な協業関係およびZGEを統一的に管理する発展したKOGにおける「新たな質の社会主義的生産諸関連」の一層の発展をはかるために、参加経営が希望し（各組合員総会の同意が必要）、郡評議会が定款の登録を認めた場合には、法人の権利能力が与えられることになった¹⁴⁾。これは、KOG組織自体を重視することの現れである。しかし、これによって法人化したKOGは僅かである¹⁵⁾し、内部制度は非法人KOGと大きくは変わらない。

さて、KOGの結成¹⁶⁾はまず、関心をもつ幾つかのLPGの中心的組合員の話し合いによって準備されるが、党組織のイニシアチブによることが多い。続いて、各々の幹部会や諸労働集団の討議となる。ここで各議長や一部専門家によ

14) *GBL* Teil II, 1966, Nr. 63, S. 403f. 但し、KOG が法人化しても参加 LPG の権利能力は制限されない (*Ebenda*)。

15) G. Bley, a. a. O., S. 420f. 法人化したのは KOG パールシュテットのよう「高度に発展した KOG」である (H.-W. Alms u. a., „Rechtsfragen der ZGE, besonders ihrer Leitung und Finanzierung, im System der Kooperationsgemeinschaften Weimar-Nord“, *Staat und Recht*, 1968, H. 1, S. 109)。ZGE/ZBE は、資産が小さい（共同作業場等）場合など——この場合は法人化せず、それ用の協業契約で運営——を除き、通例独自の定款を作って独立法人となる。しかし、KOG 全体が法人化すると、その地域 (KOG) 内の各 ZGE/ZBE は、個別に法人化せず、協業評議会が KOG 定款にもとづいて直接管理する。これは KOG のインテグレーションの、制度面での最高形態といえる。Vgl. *ebenda*/R. Klägel u. a., „Die Entwicklung von Kooperationsbeziehungen—ein gesellschaftlicher Prozeß“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1966, H. 10, S. 477。

16) 大部分 LPG・VEG およびその ZGE/ZBE によるが、GPG（園芸生産協同組合）・LVG（演習試験農場）・PwF（勤労漁民生産協同組合）・BHG（農民商業組合）・協同組合的又は市町村営のサービス給付経営・市町村営の園芸経営などの加入も可能である（テーゼ④ S. 787）。

る暫定的な「生産評議会」(S. 788) がつくられ、それが共同課題・協力方法等の案出にあたる。この案が各LPGの幹部会・組合員総会などで討議・補正されて結成(決定)にいたる。

各パートナーの組合員総会が協力の基礎たる「協業契約(活動プログラムとか、活動基礎・協力協定等々ともいう)」(S. 788) 及び協業評議会メンバーの派遣(人数は協業契約で規定)を決定すると、KOGが成立する。

KOGの運営は協業契約のほか、協業評議会等の活動規則やパートナー間の諸契約などを基礎とするが、いずれも全パートナーの組合員総会の決定によって発効する。

KOGの結成・運営においては次の基本原則が守られねばならない¹⁷⁾。第1に、どのパートナーにとっても経済的利益であり、一方の負担による他方の利益となってはならない。但し優良LPGが困難なLPGを自主的に援助することは別である。第2に、各経営の自由意志にもとづく。即ち、いつ、どの経営と、何の目的で協業するのか、共同機関(協業評議会や諸委員会)を設けるかどうか、設けるとすればどの程度の権限を与えるか等々、また結成(加入)後の運営についての決定は農民自身が行うのであり、国家的指令によってはならない。但し、経験普及をはじめ「真に納得させる」指導活動は必要である。第3に、どのパートナーも、その規模や発展水準にかかわりなく、同権である。第4に、各経営は法律上・経済上の独立性を保持する。即ち、各組合員総会があくまで協同組合の最高機関であり、その決定によってのみその権限の一部を協業管理のために制限しうる。他方、協業体の管理機関の決定は各組合員総会による決定を経てはじめて効力をもつ。共同フォンドの形成は持分制度(Anteilssystem)によるのであり、協業管理機関はその処分権をもたない。

この独立性をめぐる若干の論争があった。KOGムッチェンを紹介した時、H. タウベルトが参加各LPGは「経営上(betrieblich)の独立性」をもつとした¹⁸⁾

17) これについてはテーゼ④ S. 784 ff. にテーゼ⑥ S. 1967 から若干補足した。

18) H. Taubert, „Erfahrungen aus dem Kooperationsbereich Mutzschén“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1966, H. 6, S. 281.

のに対して、R. クリュエゲルらは、協業するということは経営間に利害結合が生じ、新たなより高い社会的結合が生ずることなのだから、存在するのは法律上の独立性である、と批判した¹⁹⁾。SED第7回党大会へのウルブリヒト報告も「法律上の独立性」と表現した²⁰⁾。だがそれは経済的根拠のない法律上だけの独立性という意味ではない。協業水準によって程度の差があるとはいえ、各LPGが自己責任的経営単位であることに変わりはない。先のエヴァルト勧告は「経済上の独立性」としていた²¹⁾し、その後編集された辞典類も、あるもの²²⁾は法律上の独立性、あるもの²³⁾は単に独立性、他のもの²⁴⁾は経済上かつ法律上の独立性となっている。

第5に、諸条件の多様性を考慮して協業関係を形成し、低い水準から発展したKOGへと一步一步協業水準を向上させる。多様性は協業内容の多様性・既存KOGへの異なる時点での新規加入・KOG内諸関係への各パートナーの参加の差異（つまりKOG内のある協業関係に全パートナーが参加するとはかぎらない）・パートナーの組合せの多様性などにみられる²⁵⁾。

KOGの管理には協業評議会があたる。各LPG組合員総会で選出された代表（1LPGから複数代表もありうる）からなり、評議員は、KOGの共同管理者の立場にあるが、同時に、原則的には各LPG幹部会・総会の決定に拘束され、評議会における各LPGの利益代表でもある。毎月1回開かれ、どのLPGも

19) R. Klügel u. a., a. a. O., S. 477.

20) Protokoll ..., a. a. O., Bd. 1, S. 194. これにもとづいて例の *Politische Ökonomie des Sozialismus und ihre Anwendung in der DDR*, 1969 も法律上の独立性としている (S. 432, 向坂逸郎監訳「社会主義経済学」上, 322ページ)。但し、7党大会への中央委報告は単に独立性とした (Protokoll ..., a. a. O., Bd. 4, S. 113)。

21) *Zu den Kooperationsbeziehungen in der Landwirtschaft der DDR*, 1965, S. 53.

22) *Ökonomisches Lexikon*, 2. neu bearbeitete Auflage, 1970, Bd. 1, S. 1137.

23) *Wörterbuch der Ökonomie Sozialismus*, zweite Auflage, 1969, S. 443. 第1版(1967年)は法律上の独立性と表現していた (S. 252)。

24) E. Burghardt u. a., „Die Stellung der LPG in der KOG (Lexikon der Kooperation)“, *Kooperation*, 1969, H. 7, S. 42.

25) テーゼ④はほかに「パートナーは色々の KOG に属しうる」(S. 786) こともあげている。あるパートナー又は KOG 全体がその KOG 外の経営又は別の KOG とも協業することはしばしばある（前稿の事例でも見た通りである）が、それは複数 KOG への所属というわけではない。ただ当時は、後に KOV（協業連合）と言われるものも KOG を名乗ることがあったので、そういう場合には当然ありえたが、それ以外に複数 KOG への所属があったとは思えない。

1票で、全員一致制を原則とする。

評議会の構成・課題・権限（特に、何について義務的決定ができ、又勧告すべきか）・活動方法等は協業契約ないしは活動規則に定められる。各LPGに「行政的に」干渉することはできないが、予定の措置の達成が危くされる場合には当該LPGの議長に幹部会又は組合員総会の召集を要求することができる。

評議會はKOGの発展・運営のための諸措置を案出し、各組合員総会の承認を得て実行を組織・コントロールするわけであるが、特に発展プログラムの作成やパートナー間の経済関係の形成が重要である。

共同資産を有するKOGでは、その運用・第三者との法律行為についての評議会の権限を明確にしておくことが必要である。

評議会には補助機関として各種の専門家グループや委員会が置かれ、各分野について評議会又は各LPG幹部会に勧告をする。尚、時には評議会が専門家グループのメンバーを、本人および参加LPGの了解の下に、一定期間当人の所属LPGとは別のLPGに、特定の重点課題を解決するために派遣することもある。

KOG内の労働・生産上の結合には2つの形態がある(S. 792f.)。第1に、あるLPGが他のLPGに自己の機械器具と要員をもってサービスする形態、第2に、個別LPGを越えた労働集団を形成して、生産手段を委ねる、ないしは共同の施設や組織体を経営する形態である。第1の場合はパートナー間契約によってコストカバー型計算価格でなされるが、更に、参加LPGと投入される組合員との間で彼らの基本報酬と追加報酬について協定し、追加報酬は利用側LPGが直接当人に支払うのが望ましいとされた。

第2の場合　これが主要形態といってよいだろう——、つまり協業的コンプレックス投入（個々の農作業の共同ブリガード²⁶⁾・共同作業場・畜産共同生産単位等

26) SED 14中総によると、1966年秋の収穫作業では多くのLPGが協業による機械技術と労働力のコンプレックス投入の有効性を改めて実証したという（„Bericht des Politbüros an die 14. Tagung des ZK der SED“, *Dokumentation der Zeit*, 1967, 2. Januarheft, S. 21）。1967年の農業博(agra 67)でのウルブリヒト演説では「殆どどのLPGが機械技術の共同投入を始めている」（傍点—引用者）とされた（W. Ulbricht, a. a. O., S. 446）。

の投入コムプレックスの形成)では、LPGのブリガーデ規則に似た投入コムプレックス規則(共同ブリガーデ規則・畜舎規則等)又は契約を作り、運用方法やその責任者とメンバーの権利・義務などを定める。責任者は、参加LPGの同意を得て、評議会が最も有能な協同組合員を任命する。これらコムプレックスは投入期間中は専ら評議会に従う。

ここに派遣された組合員は、そこでの労働によって自己の協同組合への労働義務を果たしたことになる。労働は統一ノルマでなされるが、報酬は統一的な率による場合も、各所属LPGの労働単位価額による場合もある。いずれにせよ通例共同プレミアムファンドが形成される。

パートナー間には、①供給・給付関係(相互のサービス給付や専門化の進んだKOGにおける経営間分業にもとづく肥育用子豚等中間生産物の直接契約による供給その他)と、②KOGにおける共同体的資産の形成・利用・維持・拡大とによって資産上の結びつきが生ずる(S. 794 ff.)。①は参加経営間の協定・契約により計算価格で処理される。

②は、まず参加経営による持分の提供によって形成される。分担比率は農地面積、時には耕地面積(特にタイプIの場合)や資産利用比重(共同畜舎等)に応じて算出し、貨幣又は現物で提供する。

共同資産は含有(Gesamthandseigentum)²⁷⁾となり、どのパートナーも他のパートナーの同意があつてのみその持分を処分できる。従って資産の管理権は全パートナーに共同で帰属するが、協業評議会を受任者とするようになってきた。しかしその場合でも、KOGが法人でない限り、独立に民法上の関係を設定したり物質的責任を負うことはできない。

共同資産の利用は通例、評議会が立てた年次作業計画・農繁期作業計画・畜産の諸共同生産単位の生産課題などにもとづいてなされる。大部分のKOGで

27) 蛇足ながら付記すれば、共同所有者が持分を自由に処分できる共有(Miteigentum)や、処分・管理は全体としての団体の権能であり団体員は割前を持たない総有(Gesamteigentum)に対して、含有はいわば両者の中間形態で、共同所有者は共同目的によって団体的統制下にあるが、各自の持分を有し、一定の制限内で処分できる(末川博「物権法」1956年、306-7ページ参照)。

は利用料はコストカバー型であるが、一部は一定の利潤調達を予定した利用料にしている。後者では、得られた利潤に対して各パートナーが持分を有するが、そのまま蓄積されることもある。各経営に利潤が分配される場合には、負担(出資)と分配は同じ基準でなされる。

最後に、KOGからの脱退やKOGの解散についてふれておこう(S. 798 ff.)。あるメンバーが脱退を決意するには主に2つの場合がある。第1に、新たに形成される、又は既存の別のKOGへの参加が自然・経済条件により見合っている場合で、これは承認されるべきである。第2に、パートナー間関係の不適切さに起因する場合で、これは郡農業評議会の援助を受けてKOG内諸関係を再編し、脱退を避けるべきである。

手続き上は、まず、脱退したいLPGの組合員総会が理由を明確にして解約の申し出を決め、文書で協業評議会に提出する(写しを郡農業評議会に届ける)。協業評議会はこの申し出を、脱退に伴う実務的提案(脱退の時期・脱退に伴うKOG内経済関係の再編・共同資産の整理などについて)又は脱退拒否の詳細な理由を添えて、各LPGの討議・決定に付す(4週間以内が適当)。解約告知を受理するかどうかは参加各LPGの組合員総会が決定する。

KOGの安定性確保と農業生産の技術的特殊性の故に、解約告知期間は少なくとも1年とすべきである。脱退するLPGへの持分返済は、KOGの存続を危くせず、かつ、脱退するLPGの資産で長期にKOGが利得することのないように、返済期間を脱退後1年とするのが望ましい。

KOGの解散は、①農地転用、②一部メンバーの脱退、③別の、より大きなKOGへの再編などに伴って起りうる。参加各LPGの組合員総会の共同決定で解散されるが、郡農業評議会の同意を得るべきである。

III

前述のように、ウルブリヒトはKOGが計画化・管理制度上に新たな地位を占めるとした。そこで次に、テーゼ⑧・⑨によって描かれたところを主にしな

がら、KOGに対する国家的管理をみてみよう。尚、㊸と㊹の間には、若干のニュアンスと同時に、大きな変化として、前述のKOG登録規定とSED13中総がある。SED13中総(1966年9月)は国民経済部門間(例えば農業と食品工業の間)の製品別垂直協業政策を打ち出した総会である。

さて、KOGも協同組合的組織形態に立脚しているのだから、KOGの国家的管理は原則的にはLPGの場合と同じ性格を持つ。しかし、あくまで独立性を保持し、国家的管理にとっての決定的な法主体であり続ける参加各LPGの課題や権限からKOGの課題・権限が派生する、という点で大きな差異がある。

KOGに対する国家的管理は、当然、各KOGの目的や協業評議会の権限の差異に応じて差別的になされねばならない。しかし、「社会主義農業の今後の発展の中でKOGが強化され、協業が農業生産の多くの領域を掴むだろう。それによって、色々なKOGの課題やその協業評議会の権限が互いに似たものとなろう。同じ程度に、国家的指導もますます統一的な様相を帯びるだろう」²⁸⁾と展望された。これは当時の発展イメージ、つまり協業関係の進展をKOG的インテグレーションの完成とみるイメージを端的に物語っている。

まずKOG形成に際してであるが、当然、重点は郡レベルにある。内容は、要するに、前述の基本原則が守られるようにすることであるが、特に、KOGの一般的な課題・性格を農民によく説明すること、先進経験を知らせ、農民自身が協業の最適バリエーションを見出すように援助することが重点とされた。そのために郡(や県)は農業の部門内外の諸連関を考慮した発展構想を持たねばならない。但し、構想は郡を幾つかの協業地域に区分けしようというのではなく、各LPGの必要と認識の発展に応じて十分に可動的なものでなければならない。

更に、経済的手段(クレジットや肥料・飼料などの国家資材ファンド等)を協業関係の形成・インテンシフ化の方向で投入する。

KOGにおける生産の計画化に対する国家的管理²⁹⁾も、当該KOGの協業関

28) テーゼ㊸ S. 1970f. テーゼ㊸も二・三の語句上の相違以外全く同じ(S. 1135f.).

29) この項はテーゼ㊸・㊹のほかに、R. Klügel u. a., a. a. O., S. 477 を加味した。

係のインテンシテートの程度によって相当に異なる。

例えば、各LPGにおろされる義務指標（穀物・馬鈴薯の市場生産指標と肥料・投資指標）とKOGの関係は、KOGの水準によって異なる。共同の発展プログラムがあるKOGでは、プログラムにふれられている限りのことについて、国家機関は協業評議会との審議の上で各LPGに指標をおろす。同じく協力して投資する場合でも、投資指標は、共同体資産の形成（例えば共同乳牛舎の建設）になる時はKOGに、各LPG間の投資企画調整のみなら、協業評議会との審議の後に各LPGに、おろされる。いずれにせよ、計画諸指標は、個々のLPGにとってだけでなく、全体としてのKOGにとってもバランスされていなければならない。一部のKOGは、年次計画ないしは2年間計画化³⁰⁾についても協力を進め、郡農業評議会に対する弁護活動を共同で行うようになっている。

郡農業評議会の重要な課題の1つは、KOGの発展プログラムの作成を援助することである。郡農業評議会が発展プログラムを承認すると、KOGとその市場パートナーは、それにもとづいて長期契約を結ぶ義務を負う。従って、プログラムの作成にはVEAB（人民所有調達買付経営）・郡農業技術経営・農業銀行・BHG（農民商業組合）その他の代表の参加が求められる。

尚、各KOGの協業評議会からもそのメンバーの1人が郡農業評議会メンバーに選ばれるのが望ましい。もっとも、1つの郡に小KOGが数多くある場合は困難なので、その時には郡農業評議会の下のアクチプに参加するようにすべきである。

ところで、DDRの南端にローベンシュタインという郡がある（ゲラ県）。ゲラ県は全国平均に比べてタイプIの比重の高い県である。この郡議会と郡農業評議会が「LPG間の協業が、上から、いわば『指令的に』導入されるような決定を行った」³¹⁾として、1966年12月のSED14中総において名指しで批判

30) 拙稿、東ドイツ農業の計画化・管理制度（アジア経済研究所東欧諸国研究会の報告書—近刊—に所収）参照。

31) „Bericht des Politbüros...“, a. a. O., S. 22. 郡名を挙げていないが、SED 7党大会でも同じ指摘がなされた（Protokoll..., a. a. O., Bd. 4, S. 114f. Vgl. ebenda, Bd. 1, S. 193f.）。

された。

行政的介入の問題は、これが最初でも最後でもない。例えば、前年の第13回農業博でのウルブリヒト演説でも若干の郡について指摘されており³²⁾、後にも1969年4月のSED10中総では、中央レベルをもまきこむ大問題となった。

14中総への政治局報告によれば、更に、若干のLPG議長・幹部会は、LPGの幹部会や総会を定期的に開かず、組合員の経営参加の一形態である委員会活動を等閑にするなど、協同組合民主主義を守ることなしに協業関係を推進し、また若干のKOGは協業評議会の決定を参加LPGにとって義務的なものにした³³⁾、という。

そこで改めて、民主的・漸進的方法、国家機関の主要課題は経験交流を組織し、諸経験の分析にもとづいて新しさを注意深くトレイスし普及することにあること、協業の元来の目的はより多く、より良い質で、より安く生産することにあること、農民の経済的思考にこそ協業化の源泉があること、などが強調された³⁴⁾。

IV

1967年4月17日～22日、ベルリンのヴェルナー・ゼーレンビンダーホールで、SED第7回党大会が開催された。この大会はDDR社会主義にとって非常に重要な意味を持ち、また自信に満ちた大会でもあったといえよう。今日の路線の基礎は第6回党大会で築かれたとはいえ、少なくとも農業については、前稿で簡単にふれたように、その後しばらくはまだ模索が続いた。

この大会への報告の中でウルブリヒトは、農業における「当面の発展局面にとっては、協業の進展が主要環 (Hauptkettenglied) である」³⁵⁾ (傍点・引用者) と規定した。即ち、「諸経験は、LPGやVEGにおける生産諸力が多様な協業

32) W. Ulbricht, *a. a. O.*, S. 357.

33) 協業評議会が、その管理下にある ZGE/ZBE に対して義務的な決定をおろすことは差支えない。

34) „Bericht des Politbüros...“, *a. a. O.*, S. 22f.

35) *Protokoll ...*, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 191.

の中でのみ順調に発展できる、ということを教えて」³⁶⁾おり、「協業的結びつきは社会的発展過程の計画化と管理に際して……停滞あるいは許されざる加速化を避けるための道である」³⁷⁾。

協業を主要環とする位置付けは、出版にも適用された。従来ドイツ農学アカデミー（ベルリン）が発行していた雑誌『ドイツ農業』（*Die Deutsche Landwirtschaft*）が、1967年6月号をもって廃刊となり、代って、7月から中央農業評議会生産管理部が県管轄工業・生活手段工業省と共同で、月刊の「社会主義農業・食品業の雑誌」として『協業』（*Kooperation*）を発刊することになった³⁸⁾。

付言すれば、「主要環」という位置付けは、この大会が最初というわけではない。我々の知る限りでも、H. ヴィルジイッヒ（SED中央委付属社会科学研）が大会の半年程前に提起していた³⁹⁾。

主要環とされた協業についてのSED第7回党大会の政策水準は、一方で、前述してきたKOG的インテグレーションの方向を確認するとともに、製品別の農業・食品業間垂直協業の方針を確立したことにある。後者には、実は、第9回農民会議の直後から、一定地域での実験を含む政策作業がなされてきた。

しかし、ここでは、垂直協業政策を検討する前に、この頃個別農業経営において生じていた生産の組織形態の変化、そこにみられる傾向性がどのように把握されていたか、をおさえておきたい。

36) *Ebenda*.

37) *Ebenda*, Bd. 4, S. 114.

38) Vgl. E. Plachy, „An unsere Leser“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1967, H. 6, S. 241. 「農業・食品業の」というのは農業と食品業の直接的結合の進展を考慮したものである。尚、*Kooperation* 誌の発行者はRLN（農業生産食品業評議会）体制への移行に伴い、1968年7月号より中央RLNに、更に1972年9月号より農林食品業省に変わった。

39) 「協業的結びつきは、農業の現在の発展段階においては、それによって同時に一層の集中・集積・専門化が達成されるところの主要環である」(H. Wirsig, „Die komplexe sozialistische Rationalisierung und die Kooperationsbeziehungen in der Landwirtschaft der DDR“, *Wirtschaftswissenschaften*, 1966, H. 11, S. 1813)。上述の7党大会の規定とはニュアンスがあると思われるかもしれないが、ウルブリヒトも1967年9月にベルリンで開かれた資本論100周年記念国際科学会議では「現在の発展段階においては、協業的結びつきは、我々がそれによって農業生産の必要な集積とLPG・VEGの専門化を達成するであろうところの主要環である」(W. Ulbricht, a. a. O., S. 477)と、全く同様の演説をした。これらの引用文だけでは表現されないが、単に技術的に集積・専門化との関りで主要環とされたのではなく、農業・農村の社会的発展全体との関りで位置付けられていることはいうまでもない。

というのは、KOGはある種の統合体であるとはいえ、あくまで各LPG・VEGが独立経営なのであり、その協力組織にすぎず、KOGが個別経営の有様に作用すると同時に、後者がKOGの帰趨に反作用するからである。更にまた、垂直協業の水準に関係しているからである。

SED中央委員会付属社会科学研究所の政治経済学講座農業部門のメンバーの研究をとりあげよう。同農業部門は、1966年11月と翌年1月の2回にわたって、農業における生産の社会的組織の発展の諸問題についてのコロキウムを開き、その成果がテーゼ⁴⁰⁾として発表された。

このテーゼは、当時DDR農業における生産の社会的組織に生じていた変化の主な内容を、①生産・労働諸過程の分離(Ausgliederung)と集中、②協業関係の展開、③サービス給付の発展、④農業と他の国民経済部門との連関の進展、という4点に整理した(テーゼ⑩ S. 595)。

「分離」というのは、個々の農業経営(LPG・VEG等)又は農業部門全体から特定の生産過程・労働過程を離脱させることであり、当然、既存又は新設の経営や組織体(ZGE/ZBE, 法人化していなければ共同生産単位)へのその過程の編入・集中と結びついている。つまり社会的分業実現の1形態、1側面である⁴¹⁾。

上記講座農業部門の責任者であるK. グロシヨフも強調するように、この分離という過程は「歴史的にみれば、何ら新たなことではな⁴²⁾く、ただ、その内容・水準が新しい段階に入ったということである。

分離は「過去においては主要に本来の農業生産の前後の分野、即ち生産手段の生産や維持並びに農産物の精製や加工に関係していた⁴³⁾。そのため各農業経

40) D. Giersch, R. Große, W. Richter und H. Wirsig, „Probleme der Entwicklung der gesellschaftlichen Organisation der Produktion in der Landwirtschaft der DDR (Thesen)“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1967, H. 4, S. 595ff. (以下テーゼ⑩とする)。

41) テーゼ⑩ S. 595, S. 597f./D. Giersch, „Zu einigen Problemen der Ausgliederung und Zentralisation von Produktions- und Arbeitsprozessen in der sozialistischen Landwirtschaft der DDR“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1967, H. 7, S. 1112.

42) H.-G. Schulze, „Kolloquium über die Probleme der Entwicklung der gesellschaftlichen Organisation der Produktion in der Landwirtschaft der DDR“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1967, H. 4, S. 663.

43) *Ebenda*. 詳細は D. Giersch, *a. a. O.*, S. 1103f. 参照。

営は依然として「百貨店」の如く、「小植物園」「小動物園」の如くであり、農業経営間の分業は未発達であった。

今や「分離過程は新たな段階にあり」、そこでは「従来は不可分だとみなされ、今日なお農業経営において生産の形態・種類・規模を規定しているところの諸生産結合（例えば植物生産と畜産の間の）の解体が進んでいる」⁴⁴⁾。具体的には、①個々の農産物の生産全体又はその特定生産段階——例えば家禽飼養・養豚又は肥育・子取り等各段階・野菜生産等々、②ひきつづき農業経営の生産過程にとって必要な要素である個々の労働過程——肥料・農薬散布・飼料保存等々、③農業経営における生産の一定の基本手段の維持・更新——建設・補修・土地改良等々、といった分離方向が顕著である⁴⁵⁾。

こうした分離（による専門化）の傾向は多くの国にみられる。しかし、それがどのような組織形態で経過するかは、むしろ、一定ではない。この過程が、近年ますます重味を増している対象化された労働の大量投入の必要・生産手段や生産テクノロジーの発展などとともに、社会的生産の組織の変革努力の方向・国民経済的可能性・農民自身の意識状況によっても影響される⁴⁶⁾からである。DDRにおける特徴は、この過程が「多面的な協業的結びつきの発展の基礎上で」⁴⁷⁾経過することにある。

「農業における直接的協業関係は、単に社会的分業の結果でなく、協業関係が分業の進行を促進する」のであり、「経営間分業は、必要な協業関係があらかじめ諸経営集団によって量的にも質的にも規定された場合に、実行される」⁴⁸⁾（傍点—引用者）。つまり、ある経営からの分離は、他の経営又は組織体による集中（受容）が確保される限りで実行される。それによって、多少とも投機的な選択、あるいは総じて市場メカニズムに支配された専門化ではなく、計画的専門化と国民経済的需要の確保を協同組合自身のイニシアチブを尊重して進めよ

44) テーゼ① S. 595f.

45) Vgl. テーゼ① S. 596/D. Giersch, a. a. O., S. 1104f.

46) Vgl. テーゼ① S. 595, S. 597.

47) D. Giersch, a. a. O., S. 1111.

48) テーゼ① S. 598. Vgl. D. Giersch, a. a. O., S. 1113.

うというわけである。

具体的事例は、前稿でみたKOGパールシュテットが典型である。

協業による分離—集中過程の進行について、爾後の展開との関連で留意しておきたいことがある。LPG (又はVEG) からの分離のうち、特定労働・生産過程は大部分 ZGE/ZBE に集中されるが、農産物生産やその一定生産段階の場合はZGE/ZBE又は共同生産単位への集中と、LPG間作目交換(あるLPGから分離して他のLPGに集中)との2つの形でなされる。しかし、この当時においては、畜産では両形態とも存在したが、植物生産では後者の形しかなく、それも然程広範ではなかったことに留意しておきたい。即ち、植物生産における経営間協業は、結合生産という意味では、主要には、個々の農作業にとどまっていた。

同時に、分離過程の進行が協業関係を促進することはいうまでもない。

こうした分離—集中過程の中で進行する農業経営の構造変化について、D. ギールシュは、①「自己の土地基盤をもって専門化した農業経営」、②「自己の土地基盤なしに専門化した経営」(工業的に組織・管理される畜産経営)、③「サービス給付組織体」(ZGE又は国営組織)、という3つの経営タイプが典型的になるだろうと展望した⁴⁹⁾。①には、④植物生産と畜産の直接的結合がまだ存在する場合と、⑤主要には植物生産を行ない、畜産は副次的に存在するか、全く存在しない場合とがある。いずれの場合も、経営規模に関係して、非常に狭く専門化する経営(2~5の作目又は作目群を市場向けに生産)と多作目経営とがあるとした。

この予測は、しかし、あまりに一般的だといえよう。各経営タイプ、特に①の④がいかにかに生ずるかという点では、まだ予知されていない方法が生れる。また、ZGEが③にしか明記されていないことも問題であろう。

分離—集中過程は、主に農業部門内で(LPG・VEG間又はLPG・VEGとZGE/ZBEとの間で)の分離—集中や農業部門からの分離として進行してい

49) D. Giersch, a. a. O., S. 1108f.

るが、一定の条件（蓄積源泉・労働力状況・生産規模など）の下では農業経営が加工・精製過程を集中することもある⁵⁰⁾。

農業部門におけるこれら「2つの発展傾向——主として分離、そして部分的に編入——は、農産物生産・農産物加工・食糧生産のためのサービス給付からなる統一的な国民経済部門としての食品業の形成に寄与する」⁵¹⁾。即ち、農業経営の専門化は、「百貨店」式に、しかも各作目を相対的に小規模に生産する農業経営に比べ、農業と工業、とりわけ農産物加工工業との垂直的連関を新たな水準に引上げ、農業・食品業を貫く製品別の計画化・管理のより大きな可能性を生みだす。後者の発展がまた、分離—集中、協業を促進する。

SED第7回党大会決定にもとづき、第10回ドイツ農民会議（1968年6月）で具体化されて、農業・食品業に統一の計画化・管理制度——RLN体制——が成立する⁵²⁾。経営間協業においても、隣接LPG間という地域別協業体とともに、特定食品の生産のための製品別垂直協業体が本格的に展開しはじめる。

このように、経済学的には、各LPGがKOGにインテグレイトされることそのものよりも、どちらかといえば、その中で進行する分離—集中のプロセスに主な関心が注がれていたことに注目しておきたい。

50) Vgl. D. Giersch, *a. a. O.*, S. 1112 f./ テーゼ① S. 597. ちなみに KOG パールシュテット
の LPG ホッテルシュテットは卵の品分け・パッキング工程を導入した。

51) テーゼ① S. 597.

52) 前掲拙稿参照。